

令和6年度

水産業連携活動促進事業費補助金

事業実施の手引き

宮城県水産林政部水産業振興課

担 当：流通加工班

電 話：022-211-2931

E-mail：suishinr@pref.miyagi.lg.jp

目 次

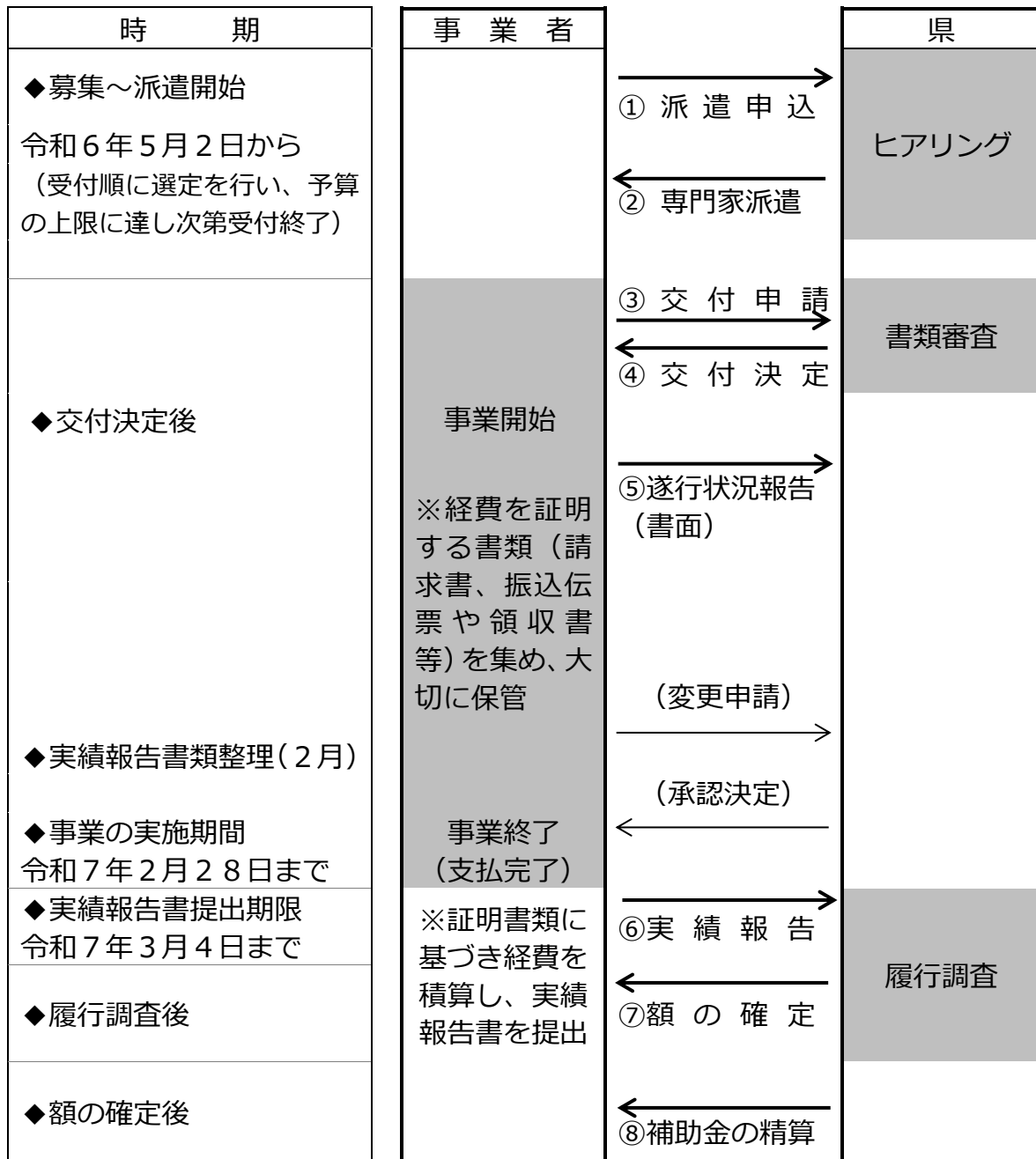
0	初めに	1 ページ
1	事業の流れ	1 ページ
2	事業実施における留意事項	2 ページ
	(1) 補助対象経費について	
	(2) 事業の進め方について	
	(3) 証拠書類の提出について	
	(4) 補助金の支払いについて	
	(5) その他	
3	提出する書類	6 ページ
	(1) 遂行状況報告	
	(2) 実績報告	
	(3) 事業終了後の報告	
	(4) 提出先	
4	経費項目ごとの説明	7 ページ
	(1) 旅費	
	(2) 研究開発費	
	(3) 調査研究費	
	(4) 庁費	
	(5) 広告宣伝費	

0 はじめに

本事業は、個社単独では難しい経営課題等の解決に対し、グループを組んで当たる事業者等をサポートするものです。派遣する専門家と課題解決に向けた取組内容を精査し、各グループの実情に応じて目的と成果を明確にして取り組むことで課題の解決を図ります。

※ 事業実施の目的や成果等が明確でない取組は対象とならない場合がありますのでご了承ください。

1 事業の流れ



※実績報告書の提出期限は厳守いただきます。早めの取りまとめをお願いします。

※補助対象経費が30%以上変更となる場合や、事業計画に大きな変更がある場合等は、変更申請し、知事の承認を受ける必要があります。

※補助金交付決定額を増額する変更はできません。

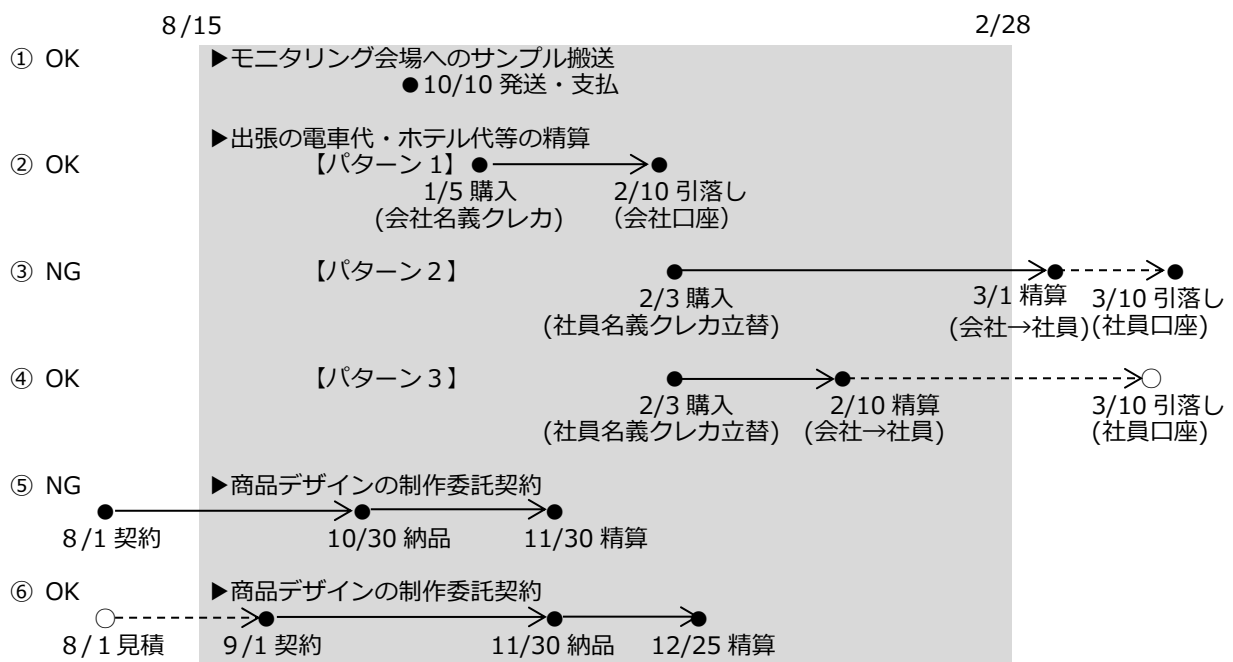
2 事業実施における留意事項

(1) 補助対象経費について

- 補助対象経費の考え方
- I 水産業連携活動促進事業による外部専門家等の指導又は助言に基づく取組であること（交付要綱第3（2））
 - II 契約・発注から支払までが事業期間内に収まっていること
 - III 補助事業者が支払っていること（社員など他者が立て替えた経費は会社との精算が終わっていること）
 - IV 事業期間中に消費したもの（消耗品であっても、残った分は控除）

○事業期間は、**交付決定日から令和7年2月28日まで**です。

【参考例】交付決定日：令和6年8月15日 事業完了日：令和7年2月28日の場合



【解説】③：会社としての支出が事業期間を超えており、I・IIを満たさない。

④：会社としての支出が事業期間に収まっており、IからIIIを全て満たす。

⑤：事業期間が始まる前に契約締結を行っており、Iを満たさない。

⑥：契約締結が事業期間内のためIからIIIを満たす。

○補助対象となる経費は、申請した事業の実施に必要な経費で、補助事業に使用したこと及び証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

・対象経費の詳細は、「4 経費項目ごとの説明」をご確認ください。

・対象経費の支払いは、原則「口座振込」でお支払いください。やむを得ず現金やクレジットカード等で支払う場合は、支払いを証する資料が必要です。

※ただし、事業実施期間前であっても補助対象と認められる経費（初回専門家派遣での会議室使用料等）がありますので、こうした経費を補助対象に計上したい場合は別途ご相談いただくようお願いします。

○補助対象とならない経費

①消費税

- ・補助金の実績報告では、全ての金額を消費税抜きの数字で精算してください。
- ・内数の場合は、税率で割り戻し、小数点以下を切り捨ててください。

【計算例】領収書金額が 10,000 円で、消費税額が記載されていない（内数の）場合
 $10,000 \div 1.08 \times = 9,259.2 \rightarrow 9,259$ 円が補助対象 ※税率は消費税法改正を踏まえ適用願います

②原料等の購入元が振込手数料を負担した場合

【計算例】補助対象経費 100,000 円、消費税 8,000 円の請求に対して 108,000 円を入金し、振込手数料 330 円（消費税 30 円を含む）を控除した額が先方に振り込まれた場合
 → 振込手数料相当の値引きを受けたものとして、補助対象経費から控除します。
 補助対象経費：99,700 円（100,000 円 - 300 円）

③県が開催する商談会及び県が出展費用補助を行っている商談会の出展小間料等

【参考】出展料等が補助対象とならない主展示会等

- ①スーパーマーケット・トレードショー（宮城県ブースに出展の場合のみ）
- ②ジャパン・インターナショナル・シーフードショー（宮城県ブースに出展の場合のみ）

※上記商談会であっても、県が補助対象としていない経費（旅費やサンプル経費、マーケティングに関する経費等）は、補助対象になりません。

④補助事業期間後も資産として残るもの

機械、装置、土地、建物、車輛等（いわゆるハード）のほか、原材料、パンフレット、包装資材、仕掛品、商品サンプル等も、補助事業期間後に残る分は補助対象から控除します。

⑤その他

- ・既存商品の原材料費、自社からの仕入れ原材料費（商品開発・改良時）、自社人件費、旅費・宿泊費に係る出張時の日当、グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金、飲食費※、キャンセル料、宿泊税、印紙税、入湯税等も補助対象外。

※宿泊プランに含まれる夕食・朝食代に相当する額も対象外

(2) 事業の進め方について

- 本事業では、外部専門家の指導又は助言を受けながら具体的な取組を実践することにより、経営課題解決を図ることを基本方針としています。外部専門家と取組内容を整理したうえで各社の実情に応じて目的と成果を明確にし、補助金の交付申請や実績報告に必要な各種申請書類を作成・提出し、事業を実施してください。
- 商品開発または改良（包装デザインの変更等も含む）に取り組む場合、試作品の販売は可能ですが、有料販売した場合、製造に要した経費（製造原価）は補助対象経費とはなりません。

	工程及びイメージ	販売の有無	補助対象の可否		
			原材料費等	紹介資料作成費	展示会等 出展経費
①	試作品開発		○		
②	サンプル配布 ・試食のみ ・少量簡易個包装の配布など	無料 配布	○	○	○
③	試作品作成 ・サンプル配布を受けての試作		○		
④	テスト配布 ・パッケージがない状態 ・容量など未定	無料 配布	○	○	○
⑤	試作品改良 ・テスト販売を受けての改良		○		
⑥	テスト販売 ・仮パッケージ ・容量・形態がほぼ決定	有料 販売	×	○	○
⑦	試作品改良 ・テスト販売を受けての改良 ・パッケージ・味・容量など決定		○		
⑧	商品化・販売 ・専門家の助言のもとで販売イベント等を実施	有料 販売	×	○	○

(3) 証拠書類の提出について

- 補助金は、実績報告書とともに、以下の支出の証拠書類等を提出いただき、目的に沿って支出されているか確認した後に支払いを行います。

①補助事業用帳簿（別記様式第6号—別紙4）

- ・支出内容を確認する上で、中心となる重要な書類です。
- ・経費支出の証拠書類（領収書等）ごとに記入してください。

②支出書類

- ・支出を確認するための書類は下記のとおりです。

支払方法	銀行振込	現金・電子マネー	クレジットカード
必要な書類 (支出関係)	日付、品名の分かる領収書 または銀行の利用明細書等	日付、品名の分かる領収書またはレシート	カード会社発行の利用代金明細書及び 決済口座の通帳の該当箇所の写し等 ※通帳での引落が事業完了日までである こと
必要な書類 (明細など)	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書 / 請求書 / パンフレットや包材デザインなどのサンプル / 出張等の概要報告書 / 会議や催事の様子がわかる写真 など ・受払簿（原材料やパンフレット・包材など大量調達したものの出納帳） 		

- ・請求書・領収書等の宛名は、補助事業者名となっている必要があります。
- ・領収書には、日付及び購入内容の詳細が分かる記載が必要です。

○証拠書類（領収書等）は原本ではなく写しを提出してください。

（４）補助金の支払いについて

○補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。

- ・原則、補助事業者から納入業者等への代金の支払いは、一旦全額をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・場合により、事業の一部が完了し、代金の支払いが済んでいれば、概算払いを受けることもできますので、担当者へご相談ください。

（５）その他

○事業内容が同じであれば、他の補助金との重複はできません。

- ・本事業の交付決定後、同一の事業内容で他の補助金の交付決定を受けた場合は、速やかに廃止手続きを行ってください。

○交付決定後は、「水産業連携活動促進事業費補助金交付要綱」及び「事業実施の手引き」（本冊子）を順守していただくこととなります。廃止手続きを行う場合も同様です。

3 提出する書類

(1) 遂行状況報告

○遂行状況報告書の提出について

- ・必要に応じて、県が遂行状況を求める場合がございますので、遂行状況報告書（別記様式第5号）及び補助事業用帳簿（別記様式第6号－別紙3）を作成の上、提出願います。
※帳簿に係る証拠書類の添付は不要です。

(2) 実績報告

○補助事業実績報告書の提出について

- ・事業の結果について、補助事業実績報告書（別記様式第6号）及び下記の①～⑦を作成・添付の上、令和7年3月4日までに提出願います。報告に基づき内容を確認し、補助金の額を確定します。
 - ① 補助事業実績書（別記様式第6号－別紙1）
 - ② 事業実績一覧（別記様式第6号－別紙2）
 - ③ 事業費支出明細書（別記様式第6号－別紙3）
 - ④ 補助事業用帳簿（別記様式第6号－別紙4）
 - ⑤ 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
 - ⑥ 外部専門家からの確認書（別記様式第6号－別紙5）
 - ⑦ その他知事が必要と認める書類

(3) 提出先

○宮城県水産林政部水産業振興課流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2931

e-mail：suishinr@pref.miyagi.lg.jp

4 経費項目ごとの説明

(1) 旅費

○旅費とは？

- ・補助事業に必要な出張で生じる交通費、宿泊費等の総称です。
- ・出張の記録は旅費支出調書（参考様式1）などで必ず書面で残すほか、写真などの出張したことがわかる記録を残してください。

○注意点は？

- ・補助対象となるのは、通常の出張に係る実費相当分です。支払実態が確認できない経費（使途が明らかでないガソリン代等）や日当、飲食代、土産代、グリーン車等の付加料金等は補助対象外です。
- ・駐車場代、有料道路使用料、レンタカー代等の領収書・レシートを残すとともに、クレジットカードでの支払の際は、実績報告書の添付書類として、カード会社発行の利用代金明細書と決済口座の通帳の該当箇所の写しを提出してください。
 ※事業完了（最終完了期限は令和7年2月28日）までに、決済口座からの引落しが必要
 です。
- ・QUO カード等の換金性の高い金券類や飲食をプラン内容に含む宿泊費（朝食付きプラン等）については、金券類や飲食の金額を減額した額が補助対象経費となります。
- ・補助事業に必要な旅費と確認できるよう、案件ごとに写真を撮ってください。

○実績報告時の添付書類は？

- 領収書等支払いが確認できる書類（個人が立替えたものは、社内精算書等を添付）
- 指導や出張内容が分かる資料及び写真
- 旅費支出調書（参考様式2）
- ETC等のカードを利用した場合は、利用金額がわかるクレジット明細書等
 （クレジットの支払いは、補助事業期間内に通帳から引き落とされていること）
- ICカード（Suica や PASMO 等）を利用した場合は、利用履歴を印刷したものや移動に要した移動経路がわかるもの

(2) 研究開発費

○研究開発費とは？

- ・本事業での目的となる商品開発や販売方法の転換等の経営改善に向けた取組のために必要な以下に掲げる項目の適正量が対象となります。
- ①原材料費 ②外注費 ③検査・分析費 ④機械リース料 ⑤包装デザイン等開発費
 ⑥EC サイト改良・構築費 ⑦その他必要となる経費

○注意点は？

① 原材料費

- ・ 試作品等を製作するために必要となる原材料購入費です。
- ・ 自社からの仕入は対象外です。
- ・ 試作品のテスト販売は可能ですが、販売分の経費は対象外です。
- ・ 一括購入の場合は、請求書等の写しと受払簿で適正量を確認します。

② 外注費

- ・ 試作品等を製作するために自社でまかなえない工程を外部に委託する経費で、外注先、外注する理由等を確認（説明）できるようにしてください。
- ・ 商品化後は県内で製造されることが要件ですので、外注先は、県内の事業所が望ましいです。県内での外注が不可能な場合は、県の担当者にご相談ください。また、現時点で県内での外注（製造）ができない場合は、今後、県内での生産体制の整備に努めていただきます。

③ 検査・分析費

- ・ 試作品等の検査・分析等に必要経費です。

④ 機械リース料

- ・ 試作品等を製作するために必要な機械装置の試作等に必要リース期間に係る経費です。

⑤ 包装デザイン等開発費

- ・ 試作品等の包装デザイン等開発に係る経費で、委託する場合は、必ず契約書を作成し、合見積もり等の比較検討により、適正な業者選定に努めてください。
- ・ 販売するものに要する包装資材の経費は対象外です。
- ・ 成果品を添付してください。

⑥ EC サイト改良・構築費

- ・ EC サイトでの販売強化や販売方法の転換を行うために必要な改良・構築等に係る経費で、委託する場合は、必ず契約書を作成し、合見積もり等の比較検討により、適正な業者選定に努めてください。
- ・ 成果品を添付してください。

⑦ その他必要となる経費

- ・ 県の担当者にご相談ください。

○実績報告時の添付書類は？

- 領収書等支払いが確認できる書類※委託の場合は見積書、契約書等も必要

- 受払簿（参考様式4）—原材料や包材など
- 支出調書（参考様式2（委託費以外）又は参考様式3（委託費））

（3）調査研究費

○調査研究費とは？

- ・商品のコンセプトづくり、サンプル調査や販路検討等のマーケティング活動に必要な下記に掲げる経費が対象となります。

- ①サンプル製作費 ②紹介資料作成費 ③マーケティング委託費 ④試験・調査費
- ⑤その他必要となる経費

○注意点は？

① サンプル製作費

- ・マーケティング活動等で配布する試作品のサンプルを作成するために要する経費です。
- ・一括購入の場合は、請求書等の写しと受払簿で適正量を確認します。
- ・販売するものに要する経費は補助対象外です。

② 紹介資料作成費

- ・マーケティング活動等で配布する試作品の説明資料等を作成するために要する経費で、委託する場合は、必ず契約書を作成し、合見積もり等の比較検討により、適正な業者選定に努めてください。
- ・一括購入の場合は、請求書等の写しと受払簿で適正量を確認します。
- ・成果品を添付してください。

③ マーケティング委託費

- ・マーケティング調査を委託するために必要な経費で、契約に当たっては、必ず契約書を作成し、合見積もり等の比較検討により適正な業者選定に努めてください。
- ・記録は必ず書面で残してください。
- ・調査結果（指導内容）等の記録を提出してください。

④ 試験・調査費

- ・マーケティング活動等で配布する試作品のサンプルを作成するために要する試験・調査経費です。
- ・販売するものに要する経費は補助対象外です。

⑤ その他必要となる経費

- ・県の担当者にご相談ください。

○実績報告時の添付書類は？

- 領収書等支払いが確認できる書類※委託の場合は見積書、契約書等も必要
- 調査内容が分かる資料
- 支出調書（参考様式 3（委託費以外）又は参考様式 4（委託費））
- 受払簿（大量調達するもの）

（４）庁費

○庁費とは？

・事業を実施するために直接必要な以下に掲げる項目の経費が対象となります。

- ①会場等借用料 ②消耗品費 ③資材購入費

○注意点は？

〈共通事項〉

・実際にかかった経費や支出内容が確認できるよう必要な書類をそろえてください。

① 会場等借用料

- ・会議室等の会場の使用（備付け設備や備品の使用料も含む）に係る経費です。
- ・初回の専門家派遣の際に使用する会議室等の使用に係る経費を補助金交付申請額に計上したい場合は別途ご相談願います。

② 消耗品費、③ 資材購入費

・本事業に係る事務用品や試供品、資材等で使用する経費です。

○実績報告時の添付書類は？

- 領収書等支払いが確認できる書類等
- 支出調書（参考様式 2（委託費以外）又は参考様式 3（委託費））

※一括購入の場合は受払簿も必要

（５）広告宣伝費

○広告宣伝費とは？

・事業を実施するために直接必要な以下に掲げる項目の経費が対象となります。

- ①商談会等出展経費 ②ポスター・パンフレット等の制作費 ③資料購入費 ④送料
⑤広告料などのPR 経費 ⑥その他必要となる経費

○注意点は？

〈共通事項〉

・実際にかかった経費や支出内容が確認できるよう必要な書類をそろえてください。

① 商談会等出展経費

- ・本事業で開発または改良した商品の試食、サンプル配付等によるマーケティング調査や販路開拓のための商談会等出展に係る経費です。

② ポスター・パンフレット等の制作費

- ・本事業で専門家の指導又は助言により実施する催事等で、マーケティング調査や販売促進のために使用するポスターやパンフレットを作成する経費です。
単なる会社のPRのみの印刷物や過剰分は補助対象となりません。

③ 資料購入費

- ・本事業に必要なとなる資料代が対象です。

④ 送料

- ・外部講師等の連絡やアンケート調査等に必要な郵送料です。
- ・郵便切手等については、購入は非課税ですが、使用した時点で課税対象となるので、消費税相当額は補助対象経費から控除されます。

⑤ 広告料などのPR経費

- ・開発商品に対する市場の反応の確認や専門家の指導又は助言により実施する販売促進活動の一環に必要な経費とし、過剰分(事業期間外までにおよぶもの)は対象外となります。

⑥ その他必要となる経費

- ・県の担当者にご相談ください。

○実績報告時の添付書類は？

- 領収書等支払いが確認できる書類等
- 支出調書（参考様式2（委託費以外）又は参考様式3（委託費））

※一括購入の場合は受払簿も必要